

4 令和5年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

3年余り続いた新型コロナウイルス感染症が本年5月8日に感染症法上の5類相当に引き下げられました。新型コロナ対策の方針が大きく転換されましたが、市民の社会経済活動が活発化していく中、現下の状況に適切に対応していくため、保健、医療、介護の各分野との連携がますます重要となっております。

本市の令和5年3月末の人口は119,599人と市町村合併後初めて12万人を割り、一方で高齢化率は36.3%と前年比0.4ポイント上昇しています。本格的な少子高齢化の進展に伴い、社会環境や経済状況などが変革する中、市民の生活課題も複雑化・多様化するとともに、内容も深刻化しています。生活困窮、認知症、発達障害、ひきこもり、虐待、自殺などの対応も含め、医療や福祉に関するニーズは多様なものとなっています。そのような中、令和3年3月に策定した「つるおか地域福祉プラン2020」において、基本的な方針の一つとして「日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり」を位置付けました。

今年度は第2次鶴岡市総合計画の中間見直しの年であり、後期計画の策定にあたり、諸政策の効果を検証し、見直しを図りながら施策を推進していく必要があります。また、本年4月には、国が子ども家庭庁を新たに設置したところであり、子ども・子育て政策の推進に対する期待も高まっております。

令和5年度はこうした状況を踏まえ、以下のとおり各般の事業を展開してまいります。

地域包括ケアの推進については、誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します。社会福祉法改正に伴う重層的支援体制整備事業の推進を通して、現行の介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の制度の狭間で支援が届かない方や複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯からの支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制づくりを段階的に進めます。また、児童福祉法と母子保健法の改正に伴う子ども家庭センターの設置、精神保健福祉法改正に伴う精神保健に課題を抱える方への対応における市町村の役割の拡大、ヤングケアラーなど新たな支援対象者への対策が急務となっていることから、現在の相談体制について見直すとともに、にこ♥ふるの事務スペースの有効活用とあわせて検討を進めます。ヤングケアラー、医療的ケア児、子ども食堂については実態調査を行い、実効性の高い支援策について検討を進めるほか、孤独・孤立対策推進法の来年度施行に向け、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立します。

地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療については、本年5月に協定を締結した地域包括ケアパスに介護関連施設等へ参加要請を行うなど、行政、医療機関、福祉事業所など関係機関の連携を強化し、顔の見えるネットワークの構築や在宅医療の充実を図ります。また、本年2月に実施した鶴岡市の地域医療に関するアンケート調査の結果を、地域医療市民勉強会をはじめとした市の施策に活用してまいります。

高齢者等の生活支援体制の整備については、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、通いの場づくりや買い物支援といった地域の支え合い活動を創出するなど、充実強化を図ります。

災害時に自力での避難が困難な方への支援については、要支援者と自主防災組織等の支

援者とが、具体的な避難の方法等についてあらかじめ定めておく、「避難行動要支援者個別支援計画」について福祉専門職の力を借りながら、全市的な作成を推進します。

保健分野では「鶴岡市保健行動計画」に基づき、基本施策及び重点項目について計画的に進めるとともに、来年度の計画の見直しに向け、ニーズを適確にとらえるために実態調査を実施します。

母子保健については、子育て世代包括支援センターの強化を図り、安心して出産・子育てができるように、妊産婦や全乳児の家庭訪問・乳幼児健診などの事業を継続し、身近に相談ができ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援に取り組みます。また、不妊治療を受ける方に対し、生殖補助医療が受けやすい環境づくりを推進します。

予防接種については、新型コロナウイルスワクチン接種、定期予防接種、成人の風しん予防接種の安全で適正な実施により、感染症の発生やまん延防止対策を推進します。

新型コロナウイルス感染症への対応については、県健康福祉部、庄内保健所等の関係機関との連携を図り、情報収集、連絡調整、発生状況の把握等に努め、感染拡大防止に取り組みます。併せて、コロナ禍における差別、偏見防止、誹謗中傷の防止啓発および医療従事者等への支援に向けた取組についても推進します。

成人保健については、働きざかり世代の健康の維持増進を促進するため、職域など関係機関と連携し、受診しやすい環境整備を図るとともに、がん検診精密検査受診率 100%を目指し受診勧奨に努めます。栄養、身体活動、禁煙支援、定期的な健診の受診など、生活習慣病の予防や重症化防止につながる啓発に取り組みます。

高齢保健については、認知症、脳卒中、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（虚弱な状態）等の介護予防対策に引き続き取り組み、超高齢化社会に対応した疾病予防対策を推進します。

こころの健康づくりについては、地域におけるネットワークの強化、自殺予防を支える人材の育成、市民への周知と啓発、相談支援体制の強化を推進します。

応急医療対策では、休日夜間診療所と休日歯科診療所の適正利用を周知し、地域応急医療の円滑な運営に引き続き取り組みます。

歯科口腔保健については、今年度より新たに歯科衛生士を配置し、乳幼児健診や地域の健康教育事業での指導、教育、相談対応を行い、生涯を通じた歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。

地域福祉については、民生児童委員協議会連合会の自主運営を尊重し、関係課や関係団体等との連携を図ります。あわせて、民生児童委員のなり手不足解消に向けて、依頼業務の負担の見直しを進めます。社会を明るくする運動では、犯罪のない地域社会を築くため、協力団体の賛同・拡大と地域社会の理解と協力の輪を広げる啓発活動を実施します。さらに、今年度は、罪を犯した人の社会復帰の支援や犯罪のない安心安全な地域社会の実現を目指し、「鶴岡市再犯防止推進計画」の策定を進めます。

障害福祉については、障害者基本法に基づく障害者施策の方向性を定める「障害者保健福祉計画」と、障害者総合支援法に基づく提供サービスの給付見込み量や支援体制を定める「障害者（児）福祉計画」の見直しを進めます。障害福祉サービスについては、適切な

計画相談支援や支給決定ガイドライン、障害区分認定調査の充実・強化により、適切な給付決定を図ります。また、障害児者の自立生活を支援するため、障害児者の支援ネットワークである障害者地域自立支援協議会で、個別ケース会議や部会の充実を図り、多職種・多機関との連携・情報共有と課題解決に向けた協議を行います。

医療的ケア児については、今年度実施予定の実態調査を踏まえ、施策の方向性の検討を行います。また、児童発達支援センターの機能を持つあおば学園を中心に、医療的ケア児を含む障害児への包括的な支援体制の構築を図ります。

生活福祉については、生活保護相談と生活保護申請数の動向に注視し、生活保護に至るまでの分析から援助方針を定め、自立助長に向けた支援を行います。生活困窮者自立支援事業では、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の運営充実を図り、就労準備支援事業との一体的な支援を推進します。さらに、貧困の連鎖を防止する観点から、関係課等と連携し、子どもの学習支援事業を行います。

高齢者福祉では、令和3年度から5年度までを計画期間とする「鶴岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、団塊の世代の方が全て75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控えていることから、中長期的な視点で施策を展開してまいります。計画の基本理念として掲げた「誰もが、生き活きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」のため、介護予防のための「住民主体の通いの場づくり」の推進、高齢者の心身の多様な課題に対応し、フレイルのおそれのある後期高齢者を切れ目なく支援するために関係各課と連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組みます。

総合相談の拠点としての機能の充実をはじめとする地域包括支援センターの強化、共生と予防を車の両輪とする認知症施策の推進を実施してまいります。

また、介護保険制度の安定的な運営と健全で持続可能な制度を維持するため、介護給付適正化の更なる取組の強化を図ります。

今年度からは、高齢者の権利擁護のため、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき中核機関を設置し、関係機関が連携した権利擁護支援体制を構築し、制度の利用が必要な高齢者が尊厳を持って暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

児童福祉については、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めることを基本に、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て世代の負担軽減を継続し、仕事と子育ての両立支援を図りながら児童の健全育成に努めます。また、多様な子育てニーズに対応するため、病児保育など各種子育て支援サービスの充実及び発達支援保育や保育補助者の配置を支援するとともに、良質な教育・保育の提供のため、保育士等の処遇改善や人材バンク事業により保育体制を強化し、保育環境の改善を行います。

また、子育てにおける孤立感や不安感、負担感を抱える家庭も多いことから、すべての子育て家庭が安心して子育てをすることができ、子育てが喜びや楽しみとなるよう、妊娠、出産、子育て期にわたり、育児に関する情報提供や相談支援等をきめ細やかに行うとともに、あそび場の開放や各種子育て支援事業を実施します。加えて、発達障害児や要保護児童等に対し、関係機関と連携し、早期対応、継続的支援の充実を図ります。

子どもの居場所づくりについては、児童館の適切な運営を図りながら、放課後児童クラブが適正規模で運営できるよう、実施主体と連携協力しながら効果的な取組を進めるとともに、老朽化・狭隘化した施設の整備方針をまとめ、児童が安全安心に過ごすことができる場の確保を進めます。

また、子どもが様々な遊びを通じて心身を発達させ、ルール等の学びが得られるよう、子どもの自主的な遊びが可能となる環境整備について検討を行います。

ひとり親福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続するほか、相談・情報提供体制を充実させ、児童の福祉の増進を図ります。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。県や関係機関との連携を図り、的確な情報収集を行い財源の確保に努め、被保険者への影響を極力抑えながら安定した運営に努めます。

保健事業の推進にあたっては、第三期特定健康診査等実施計画等に基づき、特定健康診査・特定保健指導等を実施するほか、国保データベース（KDB）システムの有効活用により、地域の医療費分析や健康課題の把握に努め、きめ細かな取組を行います。

また、ジェネリック医薬品の使用率向上に向けた差額通知の送付、柔道整復施術療養費支給申請書の保険者点検の充実、医療費の適正化に向けた取組を積極的に行います。

後期高齢者医療事業については、今年度は保険料の均等割額の軽減対象となる者の判定所得の見直しが行われ、軽減対象者の若干の増が見込まれることから、新規対象者からの問合せ等について、丁寧な説明に努めます。

令和6年秋に実施予定のマイナンバーカードと健康保険証の一体化については、国の動向を注視しながら、国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証の廃止に伴う準備・対応を行います。

また、マイナンバーの情報連携（ひも付け）に関しては、予防接種、児童手当、障害児支援などの健康福祉にかかわる分野の点検等について、国の方針に基づいて適切に対応してまいります。

高齢者の保健事業に関しては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業を関係課、関係団体と連携し実施します。

国民年金事業については、日本年金機構から貸与されている「ねんきんネットWM」等の活用を図り適正な資格管理に努めるとともに、所得情報や年金情報の受渡しに係る個人情報取扱いに常に細心の注意を払いながら、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。窓口での丁寧な対応に努め、日本年金機構との連携・協力体制の強化を推進します。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児医療の各制度の適正な運用により医療費の助成を行います。

子育て支援医療については、令和5年7月から対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大して実施します。